

# 第三次高知市 環境基本計画 (案)

【資料2】  
令和4年11月28日  
第3回高知市環境審議会

2023 (令和5) 年度～2032 (令和14) 年度



令和4年11月  高知市



ごあいさつ



# 目 次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の構成.....	5
4 計画の対象.....	6
5 計画期間.....	6
<b>第2章 計画策定にあたり踏まえるべき視点</b> .....	<b>7</b>
1 高知市の現状と課題.....	8
2 環境をめぐる国内外の動向.....	10
3 計画策定にあたり踏まえるべき視点.....	13
<b>第3章 目指す将来の環境像</b> .....	<b>17</b>
1 目指す将来の環境像.....	18
2 基本目標.....	20
3 パートナーシップを支える市民・事業者・市の役割.....	22
4 施策体系.....	24
5 指標設定の考え方.....	25
<b>第4章 環境の保全及び創造に関する施策</b> .....	<b>27</b>
<b>基本目標1 自然環境との共生</b> .....	<b>29</b>
施策1 清流がつなぐ森・里・海との共生.....	30
施策2 豊かな生きものの保全.....	34
<b>基本目標2 循環型社会の形成</b> .....	<b>37</b>
施策3 市民・事業者・行政の協働による3Rの推進.....	38
施策4 安全安心な廃棄物処理の推進.....	40
<b>基本目標3 地球温暖化対策の推進</b> .....	<b>43</b>
施策5 脱炭素型の暮らし・まちづくり.....	44
施策6 再生可能エネルギーの活用.....	46
施策7 気候変動への適応.....	48
<b>基本目標4 生活環境の保全</b> .....	<b>51</b>
施策8 良好な大気・水環境などの保全.....	52

施策9 美しく魅力あるまちの形成.....	54
<b>基本目標5 環境の保全・創造に取り組む人づくり・地域づくり.....</b>	<b>57</b>
施策10 未来につなげる人づくり.....	58
施策11 自然と人, 人と人が共生する地域づくり.....	60
<b>第5章 計画の推進.....</b>	<b>63</b>
1 計画の推進体制.....	64
2 計画の進行管理.....	65
3 評価の仕組み.....	66
<b>第6章 資料編.....</b>	<b>67</b>
1 高知市の概況等.....	68
2 代表的な指標, 個別指標一覧.....	68
3 SDGsの17のゴールとの整理.....	68
4 高知市環境基本条例.....	68
5 高知市環境審議会規則.....	68
6 高知市環境基本計画推進委員会設置要綱.....	68
7 高知市環境審議会委員名簿.....	68
8 第三次高知市環境基本計画 策定の経緯.....	68
9 用語解説.....	68

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景と趣旨

本市では、「環境基本法」の基本理念を踏まえた「高知市環境基本条例」を1997（平成9）年に制定し、恵み豊かな自然環境を将来の世代へ継承していくために、2000（平成12）年に「高知市環境基本計画」、2013（平成25）年に「第二次高知市環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する各種施策を実施してきました。

「森・里・海をつなぐ環境軸」である鏡川の上流域の中山間地域には、現在も森林や里山、農地等が多く存在し、山間部から流れる清らかな鏡川の流域を中心に、市の鳥であるセグロセキレイをはじめ、ホタル、アユ、アカメなど多様な生きものが生息しています。しかしながら、人口減少や高齢化の進行等を背景に、自然と人の適切な関わりが衰退し、自然環境の持つ多面的機能の維持や生物多様性の損失が課題となっています。

また、循環型社会の形成においては、天然資源の消費の抑制や、資源の有効活用による環境負荷の低減を目指して、市民・事業者・行政の協働による3Rの取組強化や、高齢化の進行に伴い、今後増加が予想されるごみ出し困難者への対策などが必要となっています。

さらには、地球規模での喫緊の課題である地球温暖化対策として、温室効果ガス排出量を削減する緩和策の推進と、既に現れつつある気候変動による影響への備えを行い、その被害を軽減する適応策の両輪で取り組んでいくことが必要となっています。

国内外においても、環境を取り巻く状況は大きく変化しており、2015（平成27）年に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、地球温暖化対策の新たな国際的な枠組みとしての「パリ協定」が採択されました。また、海洋プラスチックごみ問題や生物多様性の損失など、地球規模での環境問題に対する国際的な取組が活発化してきています。

国では、こうした国際的な動向を踏まえ、2018（平成30）年に第五次環境基本計画を策定し、環境・経済・社会の多様な課題を解決するため、分野横断的な6つの「重点戦略」を掲げたほか、地域資源を最大限活用しながら、地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しました。そして、重点戦略を支える環境政策の根幹として、「気候変動対策」、「循環型社会の形成」、「生物多様性の確保・自然共生」、「環境リスクの管理」、それらの基盤となる施策を、着実に推進していくこととしています。

本市においても、国内外の状況や「高知市環境基本条例」の基本理念を踏まえて、「2011高知市総合計画」に掲げる将来の都市像の実現を環境面から推進し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第三次高知市環境基本計画」を策定するものです。

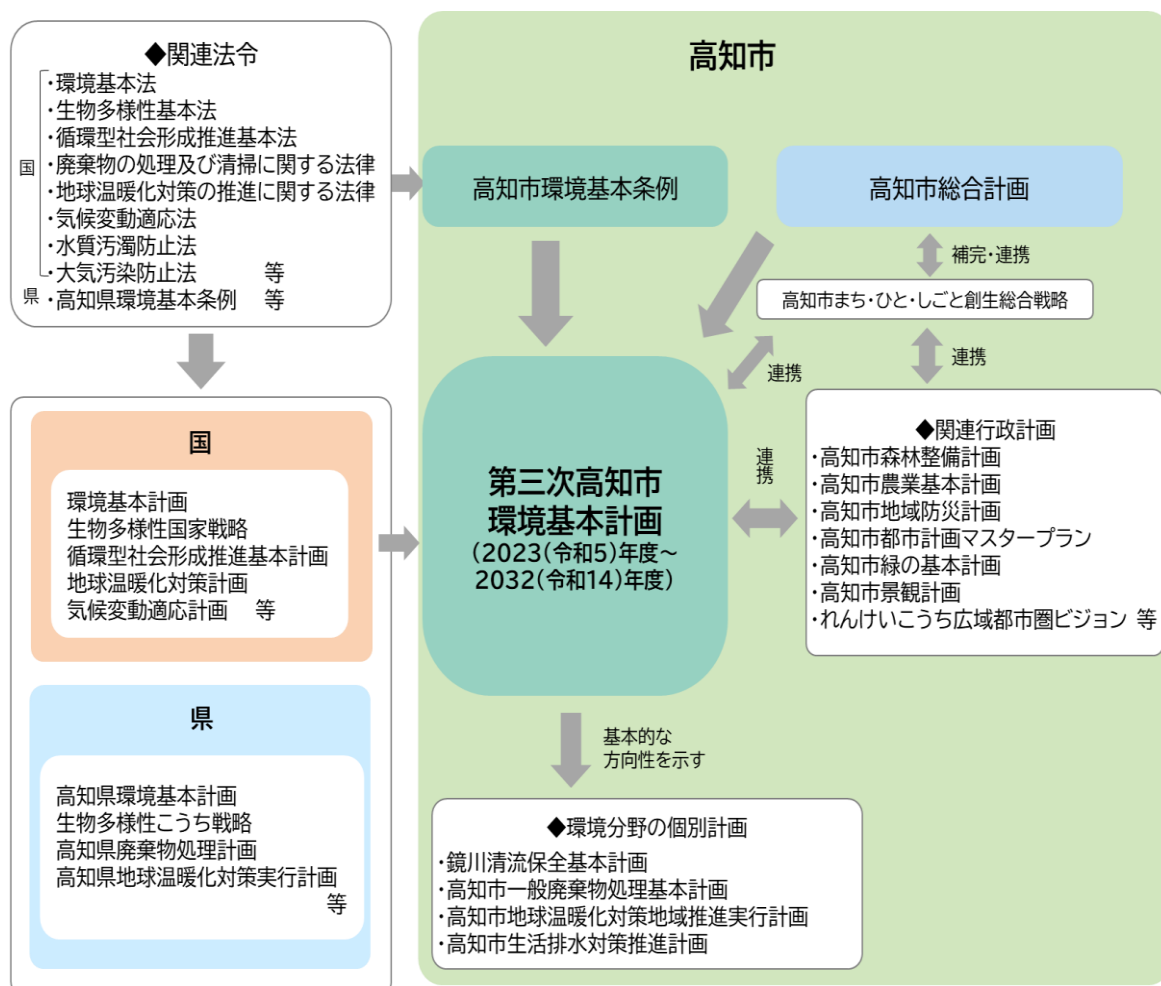


## 2 計画の位置付け

本計画は、高知市環境基本条例の基本理念及び第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向を定め、施策を推進するために策定するものです。

また、国や県の環境基本計画や、高知市総合計画、関連行政計画との連携を以下のように整理し、本計画は、環境分野の各種個別計画の基本的な方向性を示すものとして位置付けます。

### 高知市環境基本計画の位置付け



### 高知市環境基本条例 第3条(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の安全かつ健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、より質の高いものとして、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な取組の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

### 高知市環境基本条例 第8条(高知市環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高知市環境基本計画(以下「環境基本計画」という)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、高知市環境審議会の意見を聞かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 3 計画の構成

本計画は、第1章から第5章までの本編、第6章の資料編で構成しています。

第1章では、計画策定の背景と趣旨や計画の位置付けなどの基本的事項を示し、第2章では、高知市の現状と課題及び環境をめぐる国内外の動向を踏まえた4つの視点を整理しています。

第3章では、本市が目指す将来の環境像と5つの基本目標を掲げ、それを実現するための各主体の役割や施策体系等を示し、第4章では基本目標ごとに、環境の保全及び創造に関する施策を記載しています。

第5章では、本計画の推進体制や進行管理、評価の仕組みを示しています。

第1章	計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画策定の背景と趣旨</li><li>・ 計画の位置付け</li><li>・ 計画の構成</li><li>・ 計画の対象</li><li>・ 計画期間</li></ul>
第2章	計画策定にあたり踏まえるべき視点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高知市の現状と課題</li><li>・ 環境をめぐる国内外の動向</li><li>・ 踏まえるべき視点 (SDGs, 地域循環共生圏, 2050年カーボンニュートラル, 3R+Renewable)</li></ul>
第3章	目指す将来の環境像	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目指す将来の環境像</li><li>・ 5つの基本目標</li><li>・ パートナーシップで支える各主体の役割</li><li>・ 施策体系</li><li>・ 指標設定の考え方</li></ul>
第4章	環境の保全及び創造に関する施策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境の保全及び創造に関する11の施策</li></ul>
第5章	計画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画の推進体制</li><li>・ 計画の進行管理</li><li>・ 評価の仕組み</li></ul>
第6章	資料編	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高知市の概況</li><li>・ 指標一覧</li><li>・ 高知市環境基本条例 等</li></ul>

## 4 計画の対象

本計画の対象は、高知市環境基本条例第 15 条から第 27 条に基づき、以下のとおりとします。

(1) 計画の対象とする範囲（高知市環境基本条例から抜粋）

- 資源の循環的な利用等の促進（第 15 条）
- 森林及び緑地の保全等（第 16 条）
- 田園環境の保全等（第 17 条）
- 良好な水環境の保全等（第 18 条）
- 美しい海及び渚の保全（第 19 条）
- 都市美の形成（第 20 条）
- 環境美化の促進等（第 21 条）
- 環境教育及び学習の振興等（第 22 条）
- 自発的な活動の促進（第 23 条）
- 情報の提供（第 24 条）
- 地球環境の保全の推進等（第 27 条）

(2) 対象地域

高知市全域

## 5 計画期間

計画期間：2023（令和 5）年度から 2032（令和 14）年度まで

本計画の計画期間は、2023（令和 5）年度から 2032（令和 14）年度までの 10 年間とします。社会・経済情勢や国の施策などに変化があった場合、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 第2章 計画策定にあたり踏まえるべき視点

## 1 高知市の現状と課題

### (1) 地勢

本市は、四国南部のほぼ中央に位置し、県民人口の4割を超える人々が暮らす地方中核都市です。2005（平成17）年に鏡村・土佐山村と、2008（平成20）年に春野町と合併し、中山間地域、田園地域、都市部がバランスよく調和した都市となっています。

市の北方には急峻な四国山地があり、その支峰である北山に源を発する鏡川の下流域を中心に都市が形成されています。南は浦戸湾を経て土佐湾に面し、東西に広がる海岸線から黒潮が流れる雄大な太平洋を一望できる地理的条件にあります。

### (2) 人口

本市の人口は、2005（平成17）年度をピークに減少し、2020（令和2）年国勢調査の結果では326,545人となっており、今後もさらなる人口減少が予測されています。また、年齢3区分別の人口割合は、2020（令和2）年現在で、0～14歳が12.0%、15～64歳が57.7%、65歳以上が30.3%となっており、年々、高齢化率の上昇と若年層の減少が進んでいます。

### (3) 自然環境

本市では、源流域から河口までの流域全体が一つの市域に包括された鏡川を「森・里・海をつなぐ環境軸」として位置付け、北部の山並みから発する清らかな流れが中央の平野部を経て太平洋へと注ぐ、自然豊かなまちとして発展してきました。鏡川の上流域である市北部の中山間地域には、森林や里山、農地等が現在も多く存在し、市の鳥であるセグロセキレイをはじめ、ホタル、アユ、アカメなど多様な生きものが生息しています。

本市の森林面積は17,098haで、総面積に占める比率は約55%となっています。戦後続けられてきた造林の推進により、民有林のうち人工林の面積は7,935haで、豊富な森林資源が形成されています。これらの人工林では、50年生を超えるスギ、ヒノキの割合が60%を超えており、この成熟した森林資源を有効活用する時期が到来しています。

一方で、林業の採算性の悪化や林業従事者の減少等により、間伐などの適正な森林施策が実施されない人工林や、伐採しても再び植栽等が行われない状況も見られ、持続可能な林業経営への影響が懸念されています。

また、農業においても、年々、販売農家及び基幹的農業従事者が減少するとともに、基幹的農業従事者のうち65歳以上の占める割合が6割を超えるなど高齢化も進行しています。中山間地域を中心に農業の担い手不足が深刻化しています。さらに農業後継者に継承されず、担い手に集積されない農地が荒廃化し、雑草や害虫の発生、有害鳥獣の行動範囲の拡大により、周辺農地の耕作に大きな支障を及ぼす恐れが生じています。

多様な生きものの生息域でもある自然環境を取り巻く状況は、これまでの都市化の進展などの影響に加えて、人口減少や高齢化に伴う里地里山の荒廃、地球温暖化による気候変動、生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の増加などにより、大きく変化しています。

#### (4) 循環型社会

本市では、1976（昭和 51）年から、市民・再生事業者・行政の協働による資源・不燃物の分別収集、いわゆる「高知方式」の実施により、ごみの減量や再資源化の取組を進めてきました。しかし、近年、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を除くと、家庭系ごみ・事業系ごみともに、ごみの排出量は、概ね横ばいで推移しており、循環型社会の形成に向けて、市民・事業者・行政の協働によるごみ減量に向けた一層の取組強化が必要となっています。

また、人口減少や高齢化社会の進行により、自らごみを排出することが困難な、ごみ出し困難者の増加が予想され、誰もが安心して暮らせる持続可能な廃棄物処理体制の構築が求められます。

#### (5) 地球温暖化対策

近年、地球温暖化の進行により、記録的な猛暑や集中豪雨など気候変動による影響が現れ始めています。本市では、1978（昭和 53）年から 2019（令和元）年までに年平均気温が 1.3℃上昇しており、気温の上昇に伴い、真夏日及び熱帯夜の年間日数は増加傾向に、冬日の年間日数は減少傾向にあります。また、年間降水量及び日降水量 50mm 以上の日数は、年によって増減があり、長期的にみると横ばい傾向です。今後、地球温暖化対策を実施しなかった場合、気候変動が経済、社会に与える影響として、コメ収量（品質重視）は 0.5 倍未満、熱中症搬送者数は 3～4 倍に増加すると予測されています。

このように進行する地球温暖化に対して、温室効果ガス排出量を削減する緩和策と、既に現れつつある気候変動による影響への備えを行い、その被害を軽減する適応策の両輪で取り組んでいく必要があります。

## 2 環境をめぐる国内外の動向

### (1) 世界の動向

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標として、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。SDGs は、環境・経済・社会における課題の統合的向上に取り組むこととしており、17 のゴールと、それを実現するための 169 のターゲットで構成されています。

地球温暖化対策に関する動向として、2015（平成 27）年 12 月に地球温暖化対策の国際的枠組みとして「パリ協定」が採択されました。これにより、世界全体の目標として、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて、 $2^{\circ}\text{C}$ より低く抑え、 $1.5^{\circ}\text{C}$ に抑える努力を追求することが示され、日本を含むすべての条約加盟国が温室効果ガス削減・抑制目標を定めることが求められています。また、2021（令和 3）年 8 月には、国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が「第 6 次評価報告書」を発表し、「地球が人間の影響で温暖化していることに疑う余地がない」と初めて断言し、取組の加速化が求められています。

2011（平成 22）年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、「愛知目標」が採択されました。「愛知目標」に基づく戦略計画 2011–2020 では、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するため、20 の個別目標が掲げられました。2020（令和 2）年 9 月に公表された地球規模生物多様性概況第 5 版（GBO5）の最終評価では、一部の分野で成果はあったものの、「完全に達成できたものは何一つ無く、生態系の損失は続いている」と評価し、2050 年ビジョンの達成には、社会変革が必要と指摘されています。



## (2) 国の動向

2018（平成30）年に策定した「第五次環境基本計画」は、SDGsやパリ協定などの国際的な潮流を踏まえつつ、分野横断的な6つの重点戦略を掲げ、環境政策を契機に、経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を図ることで、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」に繋げていくことを目指しています。

その中で、地域資源を持続可能な形で最大限活用する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しており、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。

脱炭素社会の実現に向けては、2020（令和2）年10月の菅首相の所信表明において、「2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。また、近年、国内外で様々な気象災害が発生しており、今後も気候変動に伴う豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予測され、わが国においても、農林水産業、自然災害、健康等への影響が出ると指摘されています。2018（平成30）年に策定された「気候変動適応計画」では、気候変動影響による被害の防止・軽減、自然環境の保全等を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指しました。

資源循環の分野においては、海洋プラスチックごみ問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まり、2019（令和元）年に、「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。この戦略では、「3R+Renewable（持続可能な資源）」を基本原則として、プラスチックのリデュース等の徹底、持続可能なリサイクルの推進、再生材・バイオプラスチックの利用促進による実効的なプラスチック資源の循環を図ることなどが重点戦略として位置付けられました。さらに、2021（令和3）年6月には、プラスチック使用製品の設計から廃棄まで、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、2022（令和4）年4月に施行されました。

生物多様性の保全では、国において、「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取りまとめられ、目指すべき2050年の自然共生社会の姿と2030年までに取り組むべき施策が整理されました。2030年までに取り組むべきポイントとしては、気候変動を含めた社会的課題への自然を活用した解決策の適応等が示されています。

### (3) 県の動向

2021（令和3）年4月に策定した「高知県環境基本計画第五次計画」では、「地球温暖化への対策」、「循環型社会への取組」、「自然環境を守る取組」の3つの基本的な戦略に加えて、「地域資源を活かした産業振興」、「環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり」という2つの横断的な戦略を設け、包括的に施策を展開することとしています。

「地球温暖化への対策」については、2020（令和2）年12月に、知事が2050年のカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2022（令和4）年3月には、その具体的な道筋を示す「高知県脱炭素社会推進アクションプラン」が策定されました。

アクションプランでは、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量の、対2013年度比47%以上削減を目標に掲げ、県民・事業者・行政等が一体となったオール高知での取組を進めていくことが示されています。併せて、全国1位の森林率や日照時間、降水量といった本県の強みを生かし、「カーボンニュートラルの実現」と「経済と環境の好循環の創出」に挑戦していくことも示されています。

「循環型社会への取組」については、2021（令和3）年3月に「高知県廃棄物処理計画」が改定されました。「3Rの促進」、「適正処理の推進」、「災害廃棄物処理体制の構築」、「環境に対する意識の醸成」の4つを施策の基本方針として定め、循環型社会の形成に向けた取組を進めることとしています。

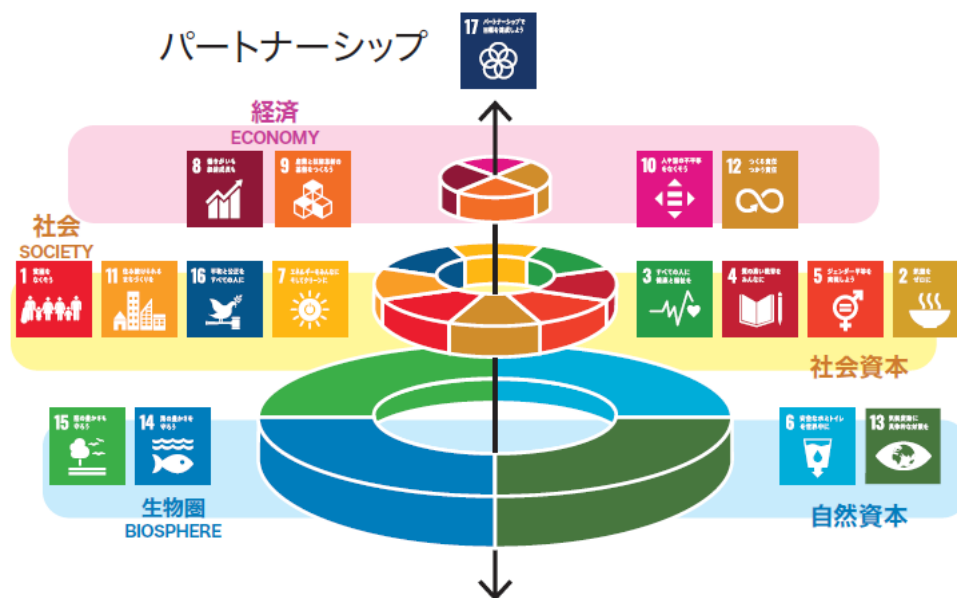
「自然環境を守る取組」については、2019（平成31）年3月に「生物多様性こうち戦略」が改定されました。戦略では、100年先（2114年）を見据えた目標（目指すべき姿）を「地域が持続的に発展し、人と生きものが共に賑わうことによって地域資源が活用され、現状よりはるかに生物多様性が豊かな社会」として設定し、その目標達成のために50年後の中期目標（目指すべき姿）及び10年後の短期目標（目指すべき姿）をそれぞれ設定しています。

短期目標となる2024（令和6）年の目指すべき姿、「生物多様性の損失を止めるために、生物多様性に配慮した活動や利活用が定着しつつある社会」の実現に向け、取組が進められています。

### 3 計画策定にあたり踏まえるべき視点

#### (1) 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsが目指す「誰一人取り残さない」持続可能な社会の姿は、本市が「2011 高知市総合計画」で掲げる将来の都市像と重なっており、本市の将来にわたる持続可能な発展を図るうえでも、本市自らが積極的にSDGsの達成に向けて取り組む必要があります。また、環境・経済・社会の統合的向上は、環境行政を推進するうえでも重要な視点であることから、本計画においても、SDGsの考え方を盛り込んでいくことが必要となっています。



SDGs ウエディングケーキ  
出典：みどりの食料システム戦略（農林水産省）

## (2) 地域循環共生圏（ローカルSDGs）の創造

本市では、人口減少や高齢化による地域コミュニティの希薄化が進み、各地域や産業等における担い手不足が深刻化してきています。

これまで人の手が入り適切に管理されてきた自然資源が人口減少による担い手不足のため放置される森林や里山、農地などが増え、良好な環境の状態を保つことができなくなっているのが現状です。このような環境の良好な状態を保つために、環境だけでなく、社会・経済の視点も含めた統合的向上を図る取組が必要となっています。

本市においても、国の第五次環境基本計画で示された「地域循環共生圏」の考え方を活用して、中山間地域と都市部が互いに足りないものを補完しながら支え合い、地域資源が循環することで、環境・社会・経済の統合的向上を図る取組の創造が必要となっています。



出典:環境省

### (3) 2050年カーボンニュートラルの実現

近年、国内外で様々な気象災害が発生しておりますが、本市においても例外ではありません。このような自然災害の増加や、生態系への影響を鑑みて、脱炭素社会に向けた取組をさらに推進するため、本市は、2021（令和3）年5月14日に「2050年CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティ」を表明しました。高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）の目標である2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で43%削減、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、積極的な取組が必要となっています。



高知県高知市長 岡崎 誠也 殿

貴市におかれましては、この度、地方自治体として2050年の温室効果ガスの実質排出量ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指されることを表明されました。今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で386自治体となりました。我が国としての2050年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、温室効果ガスの増加に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」と表現すべき事態であると考えております。

現在、我が国は新型コロナウイルス感染症への対応と気候危機という二つの危機に直面しておりますが、環境省としては、コロナ前の社会に戻るのではなく、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への三つの移行を加速させ、持続可能で強靱な経済社会への「リデザイン（再設計）」を一層強力に進めてまいります。

2050年カーボンニュートラルの実現を進めるためには、今後30年間のうち、とりわけこの5年間、10年間が重要です。このため、パリ協定の目標達成に向け、脱炭素のモデルケースを各地に創り出し、次々と先行地域を広げていく「脱炭素ドミノ」を実現していく必要があると考えております。貴市及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、気候変動対策の更なる具体化・加速化に努めてまいります。

環境大臣 小泉進次郎

#### (4) 3R+Renewable (持続可能な資源)

循環型社会の形成に向けて、本市においても3Rの推進に取り組んできましたが、新たな環境問題となっている海洋プラスチックごみ問題や食品ロスの削減に向けて、より一層取組を強化していくことが求められています。また、プラスチックのさらなる資源循環を促進するため、「製品の設計・製造段階」、「販売・提供段階」、「排出・回収・リサイクル段階」といった各段階で、市民・事業者・行政の取組が必要となっています。



### プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速

#### ① 設計・製造段階



プラ製品の設計を環境配慮型に転換

プラ製品の環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針(環境配慮設計指針)を策定するとともに、指針に適合したプラスチック使用製品の設計を認定します。
- 国等が認定製品を率先して調達することやリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促します。

#### ② 販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

小売・サービス事業者などによる使い捨てプラの使用を合理化し、消費者のライフスタイル変革を加速

- コンビニ等でのスプーン、フォークなどの、消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるプラスチック製品を削減するため、提供事業者に対し、ポイント還元や代替素材への転換の使用の合理化を求める措置を講じます。
- これにより、消費者のライフスタイル変革を促します。

#### ③ 排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラをあまねく回収・リサイクル

あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進

- 市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用するなど効率化します。
- 使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。
- 産業廃棄物等のプラスチックについて、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を排出事業者に求める措置を講じるとともに、排出事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。

出典:環境省

## 第3章 目指す将来の環境像

## 1 目指す将来の環境像

本市が目指す将来の環境像は、「高知市環境基本条例」の基本理念や、第3章で示した「計画策定にあたり踏まえるべき視点」, 「2011 高知市総合計画」で掲げる将来の都市像を踏まえ、次のとおりとします。

**みんなで未来につなげよう!**

**豊かな自然と人が共生する**

**持続可能なまち 高知**

わたしたちが暮らす高知市は、温暖な気候に恵まれ、清らかな流れが市域を貫流する平成の名水百選・鏡川を環境軸として、自然豊かなまちに発展してきました。

雄大な山々や清流は、人の営みや関わりのある里山や農地とともに豊かな命を育み、まちの安全を保ちながら、みどり豊かな景観を造り上げており、人々の心は安らぎとうるおいで満たされています。

わたしたちは、日々の暮らしの中で、環境負荷の少ないライフスタイルの実践と地球規模の気候変動への適応により、主体的に温室効果ガスの排出抑制を実現するとともに、中山間地域と都市部が互いに支え合い、地域資源が循環する多様なしくみにおいて、多くの主体が連携して課題解決に取り組んでいます。

豊かな自然と人が共生するわたしたちのまち・高知市を、世代を越えて引き継いでいくよう、パートナーシップによる環境の保全・創造に取り組む姿が確実に広がっています。



## 「2011 高知市総合計画」で掲げる将来の都市像

わたしたちのまち高知市は、太平洋に開かれた豊穡の地にあり、豊かな自然と長い歴史の中で培われた、明るく闊達で慣習にとらわれない、自由と創造の精神に満ちた土佐の風土の中で発展を続けてきました。

このまちを未来に向かって持続的に発展させ、次世代へと伝えていくために、森に発し、里を経て、海へと通じる清流をはじめとする豊かな自然とそこに住む人々が共生しながら、さらにまちの発展が調和する、「環境」を基軸とした新しい共生文化を自由な精神を持って創造する都市をめざし、『森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知』を将来の都市像と定め、明るさとにぎわいに満ちた元気あふれる高知市を築き上げます。

## 2 基本目標

本市の目指す将来の環境像を実現するため、「自然環境との共生」・「循環型社会の形成」・「地球温暖化対策の推進」・「生活環境の保全」の4つを環境分野における基本目標として設定し、また、「環境の保全・創造に取り組む人づくり・地域づくり」は、この4つの基本目標を支える基盤として基本目標に位置付け、総合的な施策を展開します。

目指す将来の環境像  
みんなで未来につなげよう！  
豊かな自然と人が共生する持続可能なまち 高知

基本目標1  
自然環境との  
共生

基本目標2  
循環型社会の  
形成

基本目標3  
地球温暖化  
対策の推進

基本目標4  
生活環境の  
保全

基本目標5  
環境の保全・創造に取り組む人づくり・地域づくり

### 基本目標1 自然環境との共生



森林・里山・農地・河川などの豊かな自然の恵みを将来の世代へ引き継いでいくため、社会経済活動と自然が調和し、生物多様性が適切に保たれた、自然と人、人と人が共生する社会を目指します。

### 基本目標2 循環型社会の形成



限りある資源を将来の世代へ引き継いでいくため、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化の取組を推進し、製品の生産から廃棄までのライフサイクル全体を通して、環境負荷が低減された循環型社会の形成を目指します。

### 基本目標3 地球温暖化対策の推進



地球温暖化の進行を抑制し、将来に渡って地球環境を保全するため、地球温暖化の原因となっている温室効果ガス排出量を削減するとともに、避けることのできない気候変動の影響に備えた社会を目指します。

また、長期的には、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする2050年カーボンニュートラルの実現を目指します。

### 基本目標4 生活環境の保全



健康で快適な生活環境を将来の世代へ引き継いでいくため、公害の発生を未然に防止するとともに、自然と調和した美しく魅力ある街並みを形成し、安全で安心に暮らせる良好な生活環境の保全を目指します。

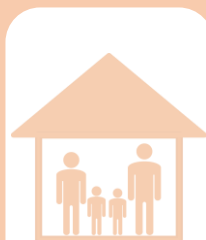
### 基本目標5 環境の保全・創造に取り組む人づくり・地域づくり



環境の保全及び創造の取組を推進するためには、市民一人ひとりの環境を大切にす意識を高め、自主的かつ積極的な行動につなげていくことが重要です。あらゆる世代が環境学習や環境啓発に参画し、多様な主体のパートナーシップによって、地域活動に取り組み、みんなで環境の保全・創造に取り組む社会を目指します。

### 3 パートナーシップを支える市民・事業者・市の役割

目指す将来の環境像を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場における役割を認識し、日常生活及びすべての事業活動における環境負荷について理解を深め、主体的に行動を起こすように努めることが求められます。また、多様な主体のパートナーシップによって、環境・経済・社会の複数の課題解決に向けて、情報や目標の共有化を図り、相互に連携して取組を進める必要があります。



市民

#### 市民1人ひとりの理解・行動

- ・日々の生活が健全な環境によって支えられていることを認識する
- ・日常生活における環境負荷について理解を深める
- ・環境にやさしいライフスタイルの実践

#### パートナーシップを支える市民の役割

- ・当事者意識を持って環境・経済・社会の課題に向き合い、どのように関われるか考える
- ・地域資源を活かした複数の課題を相互に解決する取組に参加する



事業者

#### 事業者の理解・行動

- ・日々の経済活動が健全な環境によって支えられていることを認識する
- ・事業活動が環境に与える影響を認識する
- ・環境関連法令に基づく規制基準等の遵守
- ・事業活動における環境負荷の低減に向けた取組に努める

#### パートナーシップを支える事業者の役割

- ・当事者意識を持って環境・経済・社会の課題に向き合い、どのように関われるか考える
- ・地域資源を活かした複数の課題を相互に解決する取組に参加する



市

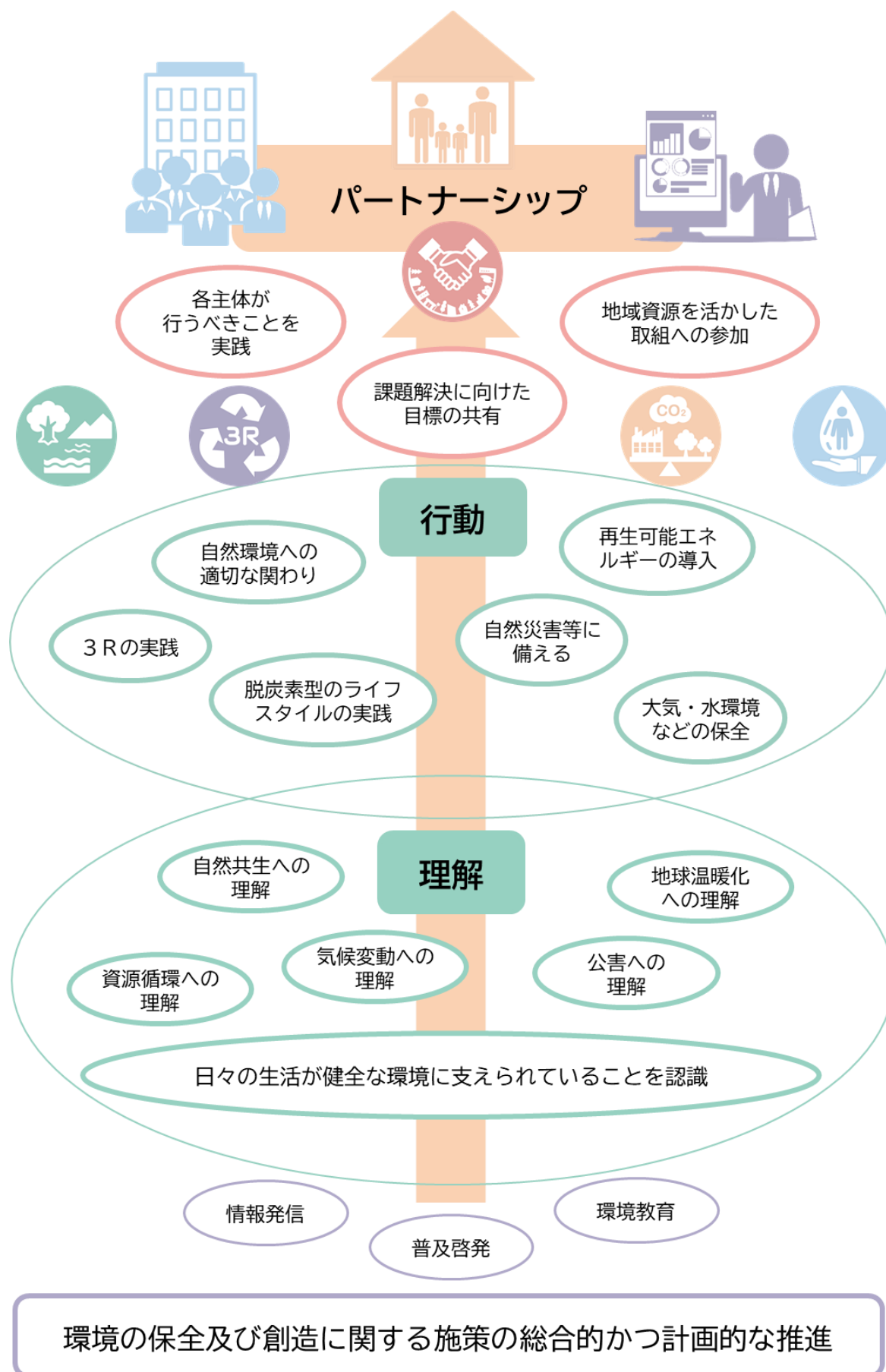
#### 市民・事業者の理解・行動につなげる市の役割

- ・市民・事業者に対する、普及啓発や情報発信
- ・市民・事業者が行う環境保全活動の積極的な支援
- ・率先して自らの事務・事業に伴う環境負荷の低減に努める

#### パートナーシップを支える市の役割

- ・環境・経済・社会の分野横断的な課題の解決に庁内連携で取り組む
- ・多様な主体のつながりの創出や環境を守り次世代へつなぐ地域づくりの推進
- ・地域資源を活かした市民・事業者の取組を促進

パートナーシップを支える市民・事業者・市の役割のイメージ



## 4 施策体系

本計画の施策体系は、5つの基本目標に基づき、施策と主な取組で構成しています。

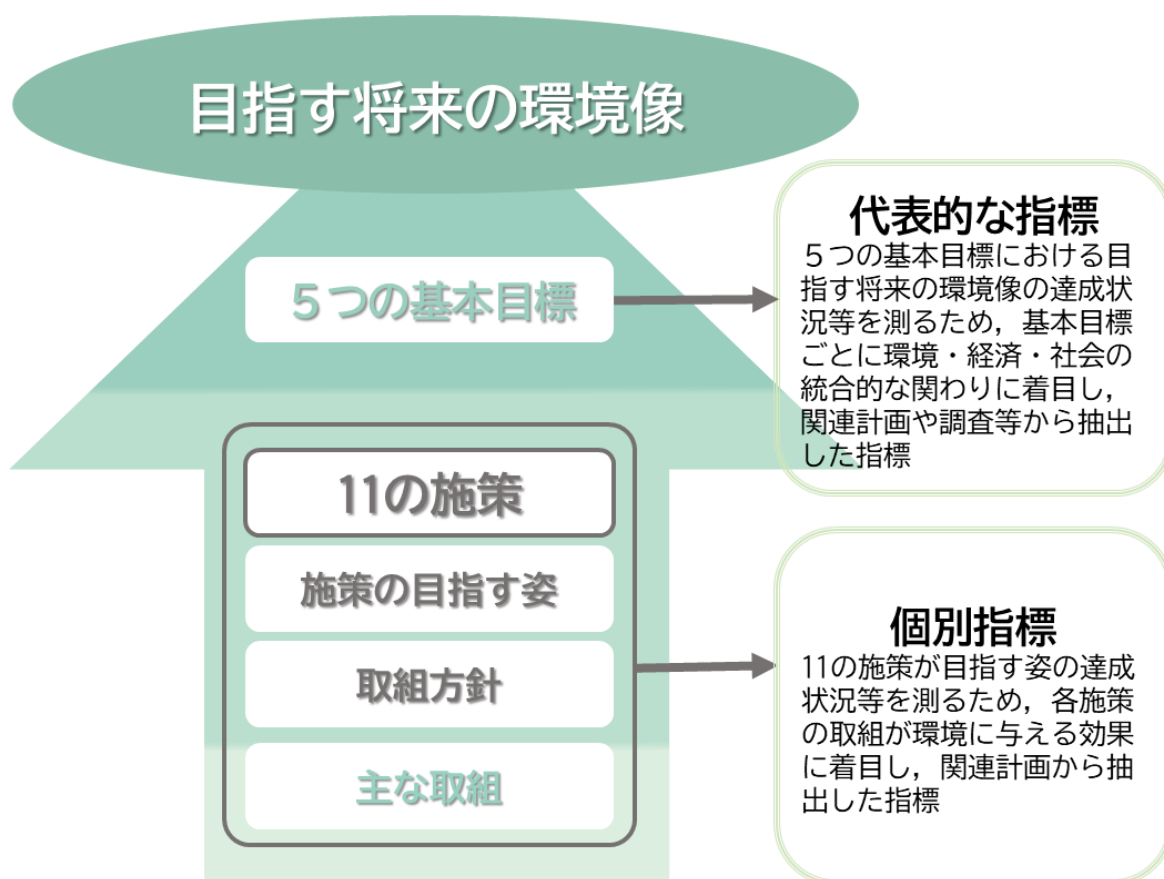
基本目標	施策	主な取組
1 自然環境 との共生	1 清流がつなぐ 森・里・海との共生	①清流を軸とした相互連携・相互補完の推進 ②森林の保全 ③里山の保全 ④農地の保全 ⑤河川・海洋の保全
	2 豊かな生きものの保全	①生息空間の保全 ②野生生物の保護
2 循環型社会 の形成	3 市民・事業者・行政の 協働による3Rの推進	①2Rの推進 ②リサイクルの推進
	4 安全安心な 廃棄物処理の推進	①収集・運搬、処理体制及び処理施設の充実 ②適正処理の推進
3 地球温暖化 対策の推進	5 脱炭素型の 暮らし・まちづくり	①脱炭素型のライフスタイルや 事業活動の普及促進 ②公共施設の省エネルギー化の推進 ③環境にやさしい移動手段と 効果的なまちづくりの推進
	6 再生可能エネルギーの活用	①市の率先した再生可能エネルギーの導入 ②家庭及び事業者における 再生可能エネルギーの利用促進 ③地域資源を活かした 再生可能エネルギーによる発電の促進
	7 気候変動への適応	①気候変動適応策の推進
4 生活環境の 保全	8 良好な大気・ 水環境などの保全	①大気・水・土壌環境・化学物質などへの対策 ②生活排水対策の推進
	9 美しく魅力あるまちの形成	①緑の保全と活用 ②良好な景観の形成
5 環境の保全・ 創造に 取り組む 人づくり・ 地域づくり	10 未来につなげる人づくり	①未来を担う子どもたちへの環境教育の充実 ②あらゆる世代への環境学習の充実 ③環境啓発・情報発信の推進 ④多様な人のつながりの創出
	11 自然と人、人と人が 共生する地域づくり	①環境を守り次世代へつなぐ地域づくり ②地域資源を活かした取組の推進 ③広域連携の推進

## 5 指標設定の考え方

本市の目指す将来の環境像を実現するために、5つの基本目標の達成状況等を測るため、基本目標ごとに代表的な指標を設定します。

また、11の施策の達成状況等を測るために、各施策には個別指標を設定します。

なお、代表的な指標、個別指標ともに、環境分野の個別計画や関連行政計画の改訂等に則して、目標値の変更等を行います。







## 第4章 環境の保全及び創造に関する施策

基本目標及び施策の構成は下記のとおりです。

### 基本目標 1 自然環境との共生

森林・里山・農地・河川などの豊かな自然の恵みを将来の世代に継いでいくため、社会経済活動と自然が調和し、生物多様性が適切に保たれた、自然と人、人と人が共生する社会を目指します。

代表的な指標

指標	指標の説明	直近値
保育間伐面積	市域内で実施する年間の保育間伐面積	

〈基本目標〉  
基本目標の目指す 10 年後の環境像を示しています。

施策

施策1	清流がつながる森・里・海との共生
施策2	豊かな生きものの保全

〈代表的な指標〉  
基本目標の達成状況等を測るものとして設定します。環境分野の個別計画や関連行政計画の改訂等に則して、目標値の変更等を行います。

関連するSDGsのゴール

	<p>2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を促進し、持続可能な農業を促進する</p>
--	--

〈施策〉  
基本目標ごとの施策を示しています。

関連するSDGsのゴール

	<p>2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を促進し、持続可能な農業を促進する</p>
--	--

〈関連するSDGsのゴール〉  
基本施策ごとに関連するSDGsのゴールを示しています。

### 施策1 清流がつながる森・里・海との共生

◆本市の現状と課題

本市では、源流域から河口までの流域全体が一つの市域に包括される鏡川を「森・里・海をつなぐ環境軸」として位置付け、今日まで発展してきました。……………

◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	森林・里山・農地・河川・海洋が適切に活用されている、……………
取組方針	森林・里山・農地・河川などが育む自然環境を適切に活用しながら、……………

◆個別指標

指標	指標の説明	直近値
新規林業就業者数	高知市森林組合……………	

◆主な関連計画など

- ・鏡川清流保全基本計画……………

◆主な取組

- ①……………
- ②……………

〈本市の現状と課題〉  
各施策における現状と課題を示しています。

◆個別指標

指標	指標の説明	直近値
新規林業就業者数	高知市森林組合……………	

〈施策の目指す姿〉  
各施策レベルで目指す環境の姿を示しています。

◆主な取組

- ①……………
- ②……………

〈取組方針〉  
各施策の推進に向けた取組の方針を示しています。

◆主な関連計画など

- ・鏡川清流保全基本計画……………

〈個別指標〉  
各施策の達成状況等を測るものとして設定します。代表指標と同様に、環境分野の個別計画や関連行政計画の改訂等に則して、目標値の変更等を行います。

◆主な取組

- ①……………
- ②……………

〈主な取組〉  
各施策の主な取組を記載しています。

## 基本目標 1 自然環境との共生

森林・里山・農地・河川などの豊かな自然の恵みを将来の世代へ引き継いでいくため、社会経済活動と自然が調和し、生物多様性が適切に保たれた、自然と人、人と人が共生する社会を目指します。





### 代表的な 指標

指標	指標の説明	直近値	目標値
搬出間伐の材積	市域内で実施する 搬出間伐の材積	2,480m <sup>3</sup> (2015~2019年 度の平均値)	3,000m <sup>3</sup> (2030年度)
中山間地域等直接支払交付金集落協定対象農地面積	集落協定に基づく 農業生産活動等が 行われている農地 面積	392.9ha (2021年度)	400ha (2027年度)

### 施策

施策1	清流がつなぐ森・里・海との共生
施策2	豊かな生きものの保全

### 関連する SDGsの ゴール

 2 飢餓を ゼロに	<b>2 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 6 安全な水とトイレを世界中に	<b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 14 海の豊かさを守ろう	<b>14 海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 15 陸の豊かさを守ろう	<b>15 陸の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

## 施策1 清流がつなぐ森・里・海との共生

### ◆本市の現状と課題

本市では、源流域から河口までの流域全体が一つの市域に包括される鏡川を「森・里・海をつなぐ環境軸」として位置付け、今日まで発展してきました。

鏡川の上流域である市北部の中山間地域には、森林や人々の生活と関わりの深い里山、農地等の二次的自然が多く残されています。こうした恵み豊かな自然は、食料や木材の供給、多様な野生生物の命を育むとともに、国土の保全、水源のかん養、行楽等のレクリエーションなど、多面的機能を有しており、市民は、自然の様々な恩恵を受け、自然に親しみながら快適に暮らしています。また、特に森林は、地球温暖化対策における温室効果ガスの吸収源対策として大きな役割を果たしており、これまで以上に持続可能な森林経営が求められます。

しかし、人口減少や高齢化による担い手不足等により、適切に管理されなくなった森林や里山、耕作放棄地の増加など自然資本が衰退しています。また、今後もさらなる人口減少が予想されるなど、各地域だけでは対応できない問題となることが危惧されています。

そのため、中山間地域で生産される食料や木材などの地域資源が都市部で消費され、地場製品の購入や自然保全活動への参加などの人材や資金が、都市部から中山間地域へ回ることによって、互いに足りないものを補完しながら支え合い、循環させることが必要です。

今後は、いまある自然をよりよい状態で未来の高知へつなげるため、鏡川上流域・下流域の交流、流域内・流域外の交流をより一層図ることにより、自然の持つ多面的機能を再認識し、あらゆる人が関わることで再発見される地域資源を磨き上げていけるような、自然と人、人と人が共生する高知市版地域循環共生圏の創造が求められています。

### ◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	森林・里山・農地・河川・海洋が適切に維持管理されていて、多面的機能が発揮された状態であること
取組方針	森林・里山・農地・河川などが育む自然の恵みを有効活用しながら、森・里・海と人との共生に取り組みます。

### ◆個別指標

指標	指標の説明	直近値	目標値
新規林業従事者数	民間林業事業者の新規雇用作業員人数（累計）	3人 (2021年度)	4人 (2030年度)
認定農業者数	農業経営改善計画を作成し、市等から認定を受けた経営体数	269 経営体 (2021年度)	290 経営体 (2027年度)

### ◆主な関連計画など

- ・鏡川清流保全基本計画
- ・高知市里山保全条例
- ・高知市農業基本計画
- ・高知市森林整備計画

## ◆主な取組

### ① 清流を軸とした相互連携・相互補完の推進

- 鏡川流域の自然と人，人と人の多様な関わりとつながりを増やし，流域の相互連携・相互補完を推進します。

### ② 森林の保全

- 間伐や再造林，路網整備や林業従事者の育成など，森林整備を積極的に実施し，森林の多面的機能が高度に発揮されるように取り組みます。
- 木材利用の需要拡大を図るため，公共施設等をはじめとする建築物等へ県産材の使用を促進し，林業の活性化と森林資源の循環利用を推進します。
- 森林の持つ多面的機能について，森林所有者や市民の意識の向上に努めます。

### ③ 里山の保全

- 里山保全地区内の土地所有者等と里山の保全に関する協定を締結し，里山保全に対する取組を推進します。
- 多様な担い手による里山の利活用を促進し，これまでの里山を守る取組に加えて，生かす取組を推進します。
- 里山林をはじめとする山村地域の多面的機能の発揮につながる取組を促進します。

## コラム

### ～鏡川流域関係人口創出に向けて取組を始めました～

本市では，鏡川流域の自然と人，人と人の多様な関わりとつながりを増やし，流域の相互連携・相互補完を推進するため，令和3年度から鏡川流域関係人口創出事業を開始しました。

この事業により育成した人材が中心となり，導入したネットワークインフラ（スマートフォンアプリ）を活用しながら，鏡川流域への多様な人による多様な関わりを増やすことで，上流と下流，流域内と流域外をつなげていきます。



ネットワークインフラの活用事例



人材育成講座の受講生



ネットワークインフラをきっかけとした  
鏡川清掃活動への参加

#### ④ 農地の保全

- 農業基盤整備等による農作業の効率化や、農地の集積・集約化を図り、担い手・後継者の確保の取組を推進します。
- 農道や用排水路の管理など、地域で取り組む活動等に対して支援を行うことにより、農業の持続的な発展や多面的機能の維持に向けた取組を推進します。
- 市民農園や地域で行われる農業体験等を通じて、農業に触れ合う機会の場の提供や、農業生産活動等の情報発信により、都市と農村の交流を促進し、農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図ります。
- 地域ぐるみでの鳥獣被害防止対策を推進します。

#### ⑤ 河川・海洋の保全

- 水産業・漁村の多面的機能の発揮につながる活動を支援します。
- 市民との協働による水辺の保全活動を実施することにより、市民の親水意識の向上や、美化意識の向上に取り組めます。
- アユ等の種苗放流を実施し、水産資源の維持・増加に努めます。

## コラム

### ～森林環境譲与税～

「森林環境譲与税」は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、2019（令和元）年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされています。

本市においても、鏡地区の森林の内、間伐を希望した森林所有者との協定締結や、林道等の維持管理、民間林業事業者の技術職員の人材育成、公共施設への木材利用促進などの事業に活用しており、持続可能な森林経営を目指して取り組んでいます。

出典：林野庁

## コラム

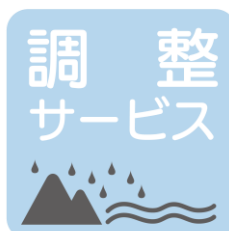
### ～生態系サービス～

この地球上のあらゆる環境は、あらゆる自然によって、形作られたものです。その中には、動物、植物、土といった多くの要素が含まれており、普段食べている魚や貝、紙や建材などになる木材、生きる上で欠かせないきれいな水や大気など、様々な資源が生まれ出されています。生物多様性は目に見えにくく、普段の生活の中では気づきにくいことですが、このような中で、私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。

私たちがこれからも自然の恵みを享受していくためには、生物多様性が豊かであり続けられるように、生物多様性について知り、様々な取組を進めていくことが大切です。

#### 暮らしの基礎

毎日の食卓を彩る野菜などの食料はもちろん、新聞や本などの紙製品や医療品など、生きものの遺伝的な情報、機能や形態も私たちの生活の中で利用されています。



#### 生きものが生み出す 大気と水

植物が酸素を生み、森林が水循環のバランスを整えるなど、生命の生存基盤は多くの生きものの営みによって支えられています。

#### 自然に守られる 私たちの暮らし

豊かな森林や河川の保全は安全な水の確保や、山地災害の軽減、土壌流出防止など、私たちが安心して暮らせる環境の確保につながります。



#### 文化の多様性を 支える

海に囲まれ、南北に長い国土と季節の変化に富む日本では、地域ごとに異なる自然と一体になって地域色豊かな伝統文化が育まれてきました。

出典：環境省

## 施策2 豊かな生きものの保全

### ◆本市の現状と課題

本市では、森と海とまちをつなぐ環境軸である鏡川の流域を中心に、市の鳥であるセグロセキレイをはじめ、ホタル、アユ、アカメなど多様な生きものが生息しています。また、県内には、ニホンカモシカやツキノワグマ、ヤマネ、オオサンショウウオ、トサシミズサンショウウオなど、多様な生きものを育む豊かな生態系が存在しており、自然と共生する私たちの大切な生活基盤となっています。

しかしながら、これまでの都市化の進展などの影響に加えて、近年では、人口減少や高齢化に伴う里地里山の荒廃、地球温暖化による気候変動、生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の増加など、自然環境を取り巻く状況が変化しており、高知県において、2018（平成30）年に高知県レッドデータブックの動物編が、2022（令和4）年に植物編が改訂されました。これにより、県内の絶滅危惧種を中心に生物情報が整理されましたが、対象となる生物群によっては、調査不足や文献の未整理などのため、不十分な状態とされています。

本市においても、動植物の生息・生育状況について、県や各研究機関等との連携や市民参加による現状把握に努め、保全すべき生息・生育環境等の抽出と保全対策の検討、情報発信などにより、生物多様性の確保に取り組む必要があります。

### ◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	多様な生きものの生息環境が保たれ、豊かな生態系が保全された状態であること
取組方針	生きものの保全を推進するとともに、生物多様性の重要性に対する理解の普及促進に取り組みます。

### ◆個別指標

指標	指標の説明	直近値	目標値
天然アユの遡上数	鏡川流域を遡上する天然アユの数	19万尾 (H29～R元年度の 平均値)	50万尾 (R12年度)

### ◆主な関連計画など

- ・鏡川清流保全基本計画
- ・高知市ほたる条例
- ・わんぱーくこうちアニマルランド条例



## ◆主な取組

### ① 生息空間の保全

- 鏡川流域をはじめとする市域の多様な生きものの生息・生育状況について、市民参加型で現状把握に取り組み、今後保全すべき生息・生育環境等を抽出し、保全対策等を検討します。
- 多様な生きものが生息する河川環境の保全に向けた各取組効果を検証するため、アユなどの生物指標の調査を実施します。
- 市域内に生息するホタルの乱獲を防止するため、保護区域の周知啓発やホタルパトロールの実施などに取り組みます。

### ② 野生生物の保護

- 傷病鳥獣の保護など野生生物の保全活動や希少動物の繁殖等により、多様な生き物との共生を推進します。
- 外来種が及ぼす生態系への影響について、広く周知・啓発します。

## コラム

### ～清流鏡川のシンボル・アユ～

鏡川に生息・生育する多様な生きもののうち、アユは清流のシンボルとして市民の関心が高く、河川生物を代表する魚類です。また、天然アユは川と海（主に浦戸湾内）で過ごすため、海も含めた流域全体の健全性を示す指標種としても知られており、天然アユの保全は清流保全と直結すると考えられています。

本市では、今後の清流保全を進める上で、天然アユの生息数の維持・増大を大きなテーマとして掲げ、アユの群れなす鏡川・天然アユ 100 万尾遡上に向けて各種施策を実施しています。



鏡川本流にて確認されたアユ



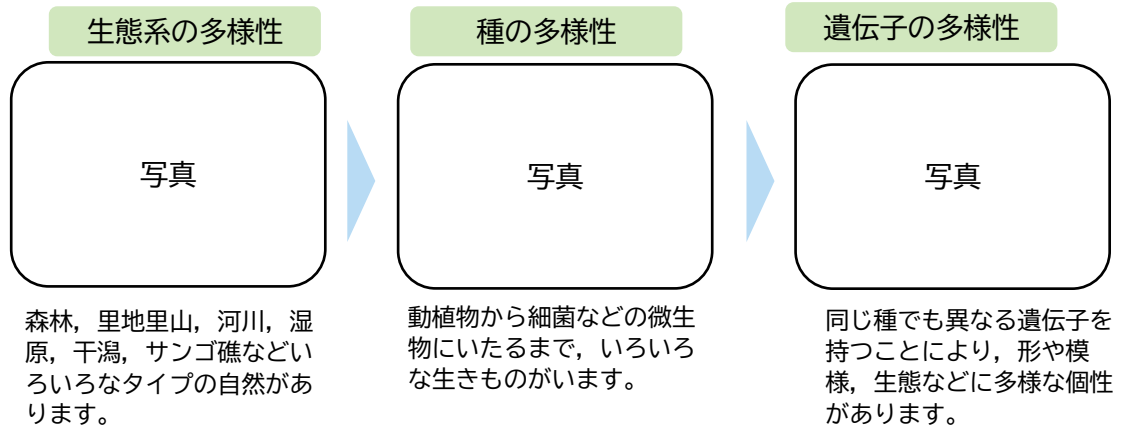
アユの遡上調査の様子

出典：鏡川清流保全基本計画

## コラム

### ～生物多様性～

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。



出典：環境省

## 基本目標 2 循環型社会の形成

限りある資源を将来の世代へ引き継いでいくため、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化の取組を推進し、製品の生産から廃棄までのライフサイクル全体を通して、環境負荷が低減された循環型社会の形成を目指します。

### 代表的な指標

指標	指標の説明	直近値	目標値
1人1日当たり総排出量	本市のごみ総排出量を市民1人1日当りに置き換えた量	1,006g/人・日 (R3年度)	976g/人・日 (R12年度)
資源回収率	ごみ排出量のうち再資源化されたごみの割合	17.6% (R3年度)	21.0% (R12年度)

### 施策

施策3	市民・事業者・行政の協働による3Rの推進
施策4	安全安心な廃棄物処理の推進

### 関連するSDGsのゴール

 <small>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</small>	<b>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
 <small>8 働きがいも経済成長も</small>	<b>8 働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
 <small>11 住み続けられるまちづくりを</small>	<b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 <small>12 つくる責任 つかう責任</small>	<b>12 つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する

## 施策3 市民・事業者・行政の協働による3Rの推進

### ◆本市の現状と課題

循環型社会とは、天然資源の消費が抑制され、資源を有効利用することによって、廃棄されるものを最小限に抑え、環境への負荷が低減された社会です。循環型社会を形成するためには、市民・事業者・行政の各主体が協働し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を推進することが必要です。

本市では、1976（昭和51）年から、市民・再生事業者・行政の協働による資源・不燃物の分別収集、いわゆる「高知方式」の実施により、ごみの減量や再資源化を進めてきましたが、近年、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を除くと、家庭系ごみ・事業系ごみ共に、市民一人当たりのごみの排出量は、概ね横ばいであり、循環型社会の形成に向けた取組強化が重要となっています。また、プラスチック資源循環法の施行により、既にリサイクルを行っているプラスチック製容器包装に加え、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物についてもリサイクルを可能とする仕組みが設けられたことから、新たな分別収集の方法や、リサイクル処理の方法等の検討が必要になっています。

今後は、ごみ排出量の削減のみならず、温室効果ガス排出量の削減に向けて、市民・事業者・行政の各主体が取組の方向性を共有し、ワンウェイプラスチックや食品ロスの削減などの取組の強化が求められます。

### ◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	ごみの排出量が減り、リサイクルできるものが可能な限り循環利用された状態であること
取組方針	市民・事業者・行政の協働により3Rを推進し、資源循環に取り組みます。

### ◆個別指標

指標	指標の説明	直近値	目標値
1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源となるものを除く）	市民一人が1日あたりに排出するごみの量（資源となるものをのぞく）	572 g/人・日 （R3年度）	506 g/人・日 （R12年度）
事業系ごみ排出量	市域における事業系一般廃棄物の総量	40,794t/年 （R3年度）	39,594 t/年 （R12年度）

### ◆主な関連計画など

- ・高知市一般廃棄物処理基本計画
- ・高知市容器包装廃棄物分別収集計画

## ◆主な取組

### ① 2Rの推進

- 家庭や事業所における食品ロスの削減や生ごみの減量の推進など、市民・事業者の各主体に求められる具体的な行動を周知・啓発します。
- プラスチック使用製品廃棄物の削減に向けて、提供者である事業所や、消費者である市民への普及啓発など、リデュースの取組を促進します。
- リサイクルショップやリペアショップの活用など、リユースの取組を促進します。

### ② リサイクルの推進

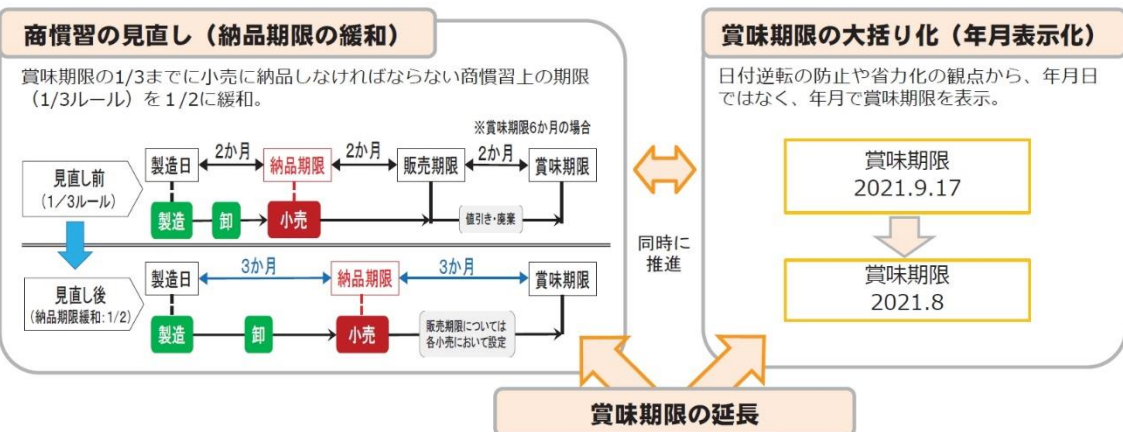
- 適正な再資源化処理と市民によるステーション管理の負担軽減を図るため、本市の分別区分や排出ルールに沿った排出を促進します。
- プラスチック製容器包装の適正な分別排出の促進に加えて、その他のプラスチック使用製品廃棄物についても、分別収集できる仕組みを検討します。

## コラム

### ～食品ロス削減に向けた「商慣習の見直し」～

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のことです。食品ロスの削減は、SDGsのターゲットの1つとして取り上げられるなど、世界的に解決すべき課題となっています。わが国においても、日常的に大量の食品ロスが発生しており、1年間の食品ロスの発生量は、522万トン（令和2年度推計値）とされ、その内訳は事業系が275万トン（53%）、家庭系が247万トン（47%）となっています。

過剰在庫や返品等によって発生する食品ロス等は、フードチェーン全体で解決する必要があるため、農林水産省は、製造業・卸売業・小売業の話し合いの場である「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」を平成24年10月に設置しました。平成24年度から、常温流通の加工食品は「納品期限の緩和」、「賞味期限の年月表示化」、「賞味期限の延長」が三位一体で推進されています。



※出典：食品ロス削減関係参考資料（令和4年9月29日版）（消費者庁）

## 施策4 安全安心な廃棄物処理の推進

### ◆本市の現状と課題

廃棄物処理にあたっては、環境負荷の低減を図るため、関係法令に基づき可能な限り循環的利用を行い、循環的利用が行えないものは、適正に処分する必要があります。

本市では、一般廃棄物処理施設の計画的な維持管理や、効率的なごみ収集体制の維持を図るとともに、産業廃棄物も含め処理業者や排出事業者等に対する適正処理に向けた指導・啓発を実施しています。また、不法投棄対策については、防止パトロール等を実施しており発生件数は減少していますが、引き続き発生抑制に向けた対策が不可欠です。

今後は、こうした適正処理の取組と合わせて、人口減少や高齢化社会の進行などの社会情勢の変化に対応し、増加が予想されるごみ出し困難者への配慮など、誰もが安心して暮らせる持続可能な収集・運搬体制の整備が求められます。

### ◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	誰もが安全で安心して暮らせる持続可能な廃棄物処理体制が整備された状態であること
取組方針	環境負荷の少ない廃棄物処理を推進するとともに、誰もが安心して暮らせる廃棄物処理体制の構築に取り組みます。

### ◆個別指標

指標	指標の説明	直近値	目標値
最終処分場の残余年数	最終処分場への埋め立てが可能な残りの期間	R36年度まで	20年以上の維持

### ◆主な関連計画など

- ・高知市一般廃棄物処理基本計画
- ・高知市容器包装廃棄物分別収集計画

## ◆主な取組

### ① 収集・運搬、処理体制及び処理施設の充実

- 市民による自主的なステーション管理を支援し、市民との協働によるごみ収集システムの維持に取り組みます。
- 粗大ごみの戸別収集やふれあい収集の充実など、市民サービスの向上を目指した収集・運搬体制を検討します。
- 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理と計画的な整備を実施し、安全で安定したごみ処理体制の維持に取り組みます。

### ② 適正処理の推進

- 一般廃棄物及び産業廃棄物処理業者などへの啓発・指導及び施設への立入検査等を実施し、適正処理を推進します。
- 監視カメラの活用及びパトロール員による市内巡回の実施により、廃棄物の不法投棄防止に努めます。
- プラスチック製容器包装の再資源化に加えて、その他のプラスチック使用製品廃棄物についても、再資源化に向けた処理方法を検討します。
- ごみ焼却後に発生する焼却灰・焼却飛灰について、セメント資源化を行い、最終処分量の低減に取り組みます。

## コラム

### ～2050年、海の中のプラスチックが魚の量を超える！？～

最近、よく耳にする海洋プラスチックごみやマイクロプラスチック。台風で飛んだビニールや、ポイ捨てされたペットボトルの多くは、最終的に海にたどり着き、海洋プラスチックごみとなります。それらは、ウミガメやクジラをはじめとする、多くの海洋生物に悪影響を及ぼします。

また、時間をかけて細かく砕けたプラスチックや、歯磨き粉等に含まれるスクラブ剤はマイクロプラスチック（5<sup>ミリ</sup>以下）と呼ばれ、小さな魚の体内に蓄積され、魚や貝を食べることで人体に入り込み、健康被害が懸念されています。試算では、2050年に、海洋中の魚の量よりも、これらの海洋プラスチックごみの量が多くなると言われています。

そんな、海にしないために

- ①使い捨てプラスチックはできるだけ使用しない！
  - ②プラスチックを捨てるときは、しっかり分別する！
- といった日々の小さな行動が重要です。

写真





## 基本目標3 地球温暖化対策の推進

地球温暖化の進行を抑制し、将来に渡って地球環境を保全するため、地球温暖化の原因となっている温室効果ガス排出量を削減するとともに、避けることのできない気候変動の影響に備えた社会を目指します。

また、長期的には、温室効果ガス排出量をゼロとする 2050 年カーボンニュートラルの実現を目指します。






### 代表的な 指標

指標	指標の説明	直近値	目標値
市域の温室効果ガス排出量	市域で排出される温室効果ガスの量	1,827 千 t-CO <sub>2</sub> (H30 年度)	1,430 千 t-CO <sub>2</sub> (R12 年度)

### 施策

施策5	脱炭素型の暮らし・まちづくり
施策6	再生可能エネルギーの活用
施策7	気候変動への適応

### 関連する SDGsの ゴール

 2 飢餓をゼロに	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
 11 住み続けられるまちづくりを	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 13 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

## 施策5 脱炭素型の暮らし・まちづくり

### ◆本市の現状と課題

近年、地球温暖化が進行し、記録的な猛暑や集中豪雨など気候変動による影響が現れ始めています。2015（平成27）年に採択されたパリ協定を受け、本市としても、世界、国の目指す方向性と足並みを揃え、本市の地域特性に応じた実効性のある温室効果ガス排出抑制等の緩和策の取組を進めていくため、「高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）」を改定し、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で43%削減するという目標を掲げるとともに、長期的な目標として、2050（令和32）年度における温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこととしました。

本市の温室効果ガス排出量の内訳は、CO<sub>2</sub>が大部分を占めており、家庭や事業所における電力由来のCO<sub>2</sub>排出量が多いことから、各主体の省エネルギー化の取組が重要です。また、近年の国際情勢の不安定化に伴う電気料金の高騰などから、省エネルギー化や節電などの取組と併せて、社会経済システムや都市・地域の構造を脱炭素型に変えていくことが必要となります。市民・事業者への取組の促進等を行うとともに、本市も一事業者として、市役所の事務・事業における排出削減に向けて、「高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）」に掲げる取組を着実に進めていく必要があります。

### ◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	脱炭素型のライフスタイルの定着や、効率的なまちづくりによって、温室効果ガスの排出が抑制された状態であること
取組方針	市民や事業者と一体となって、脱炭素型のライフスタイルや事業活動を推進するとともに、環境にやさしい移動手段の利用を促進や、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めます。

### ◆個別指標

指標	指標の説明	直近値	目標値
市域の電力消費量	市域で消費される電力の量	1,708GWh (R2年度)	1,762GWh (R12年度)

### ◆主な関連計画など

- ・高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）
- ・高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）
- ・高知市新エネルギービジョン
- ・高知市交通基本計画
- ・高知市都市計画マスタープラン
- ・高知市公共施設マネジメント基本計画
- ・高知市地域公共交通計画
- ・高知市公共施設等総合管理計画
- ・高知市農業基本計画

## ◆主な取組

### ① 脱炭素型のライフスタイルや事業活動の普及促進

- 地球温暖化を防止するための賢い選択を促す国民運動であるCOOL CHOICEの普及啓発に取り組みます。
- 家庭や事業所などへの省エネルギー性能の高い機器・設備の導入を促進します。
- 住宅や事業所など建物の省エネルギー化の普及を促進します。
- 脱炭素化農業に向け、化石燃料を原料とした化学農薬・化学肥料の使用量の低減を促進します。

### ② 公共施設の省エネルギー化の推進

- 職場における省エネルギーの取組状況を確認するとともに、特に積極的な節電に取り組むことによって、職員一人ひとりのCOOL CHOICEを推進します。
- 公共施設において、照明のLED化や空調設備等への高効率機器の導入、適正な設備容量への見直し、建物の断熱性能の向上等を検討します。

### ③ 環境にやさしい移動手段と効率的なまちづくりの推進

- 医療、福祉、商業などの都市機能を誘導し、集約することにより、コンパクトな都市形成による効率的なまちづくりに取り組みます。
- 鉄道、路面電車、路線バス、デマンド型乗合タクシーなどの公共交通の確保・維持に取り組むとともに、利用環境の整備による利便性の向上と啓発等による利用促進に取り組みます。
- 公共交通や自転車など温室効果ガス排出量の少ない移動手段の転換を促進します。

## コラム

### ～COOL CHOICE, 知っていますか？



COOL CHOICE（クールチョイス）とは、温室効果ガス排出量の削減のために、省エネ・脱炭素型の製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、日々の生活のなかであらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。脱炭素社会の実現のためには、一人ひとりが日々の暮らしや事業の中で、COOL CHOICEを実践していくことが大切です。

COOL CHOICEに取り組むことにより、温室効果ガス排出量の削減だけでなく、コストの低減や快適で健康な暮らしなどのメリットももたらされます。



## 施策6 再生可能エネルギーの活用

### ◆本市の現状と課題

エネルギー利用における温室効果ガス排出量の削減に向けて、地域内の再生可能エネルギーの発電自給率向上や災害対応力の強化のため、再生可能エネルギーの活用が求められています。また、わが国の一次エネルギー自給率は12.1%（2019年）と低く、海外から輸入する石油・石炭・天然ガス（LNG）などの化石燃料に大きく依存しており、国際社会の情勢や国家間の関係性などが不安定になると一次エネルギーの供給に影響が出るため、エネルギーの安全保障を確保する観点からも再生可能エネルギーの導入が求められています。

本市では、これまで家庭や事業者に対して、自家消費を目的とした太陽光発電設備等の普及啓発や導入支援を行ってきましたが、温室効果ガスが発生しない再生可能エネルギーのさらなる活用に向けて、普及促進の取組を強化していく必要があります。

また、これまでの公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池導入等の取組に加えて、2023（令和5）年1月からは、清掃工場のごみ燃焼時の熱エネルギーにより発電した温室効果ガス排出量がゼロの電力を公共施設で利用する取組を始めました。引き続き、清掃工場での発電効率の維持に取り組むとともに、地域の活性化にも繋がる地域資源を活かした木質バイオマス発電などの促進に取り組んでいく必要があります。

### ◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	再生可能エネルギーが活用され、温室効果ガスの排出が抑制された状態であること
取組方針	市の率先した再生可能エネルギーの導入や市民・事業者への利用促進に取り組むとともに、地域資源を活かした再生可能エネルギーによる発電を促進します。

### ◆個別指標

指標	指標の説明	直近値	目標値
市域における再生可能エネルギー発電自給率	市内消費電力量に占める再生可能エネルギー発電量の割合	21% (2020年度)	23% (2030年度)

### ◆主な関連計画など

- ・高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）
- ・高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）
- ・高知市新エネルギービジョン
- ・高知市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

## ◆主な取組

### ① 市の率先した再生可能エネルギーの導入

- 公共施設において、清掃工場のごみ焼却時の熱エネルギーにより発電した電力を活用するとともに、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備の導入を検討します。
- 電力排出係数が低く、再生可能エネルギーの導入比率の高い電力調達を推進します。
- 水素や燃料アンモニアなど、新たなエネルギー資源について、情報収集するとともに、利活用を検討します。

### ② 家庭及び事業者における再生可能エネルギーの利用促進

- 家庭及び事業所などに対して、太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進に取り組みます。
- 再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギーの対策によりエネルギー収支ゼロを目指す建物であるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及促進に取り組みます。

### ③ 地域資源を活かした再生可能エネルギーによる発電の促進





- 間伐材などの未利用材を活用した木質バイオマス発電を促進します。
- 地域の森林資源を活かした木質バイオマス発電について、官民連携で取り組む手法を検討します。

## コラム

### ～高知市ゼロカーボンシティ宣言～

環境省は、「2050年にCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティとしており、令和4年10月31日時点では797自治体が

ゼロカーボンシティを表明しています。本市は、2020（令和2）年度に改訂した高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）において、脱炭素社会の実現に向けて4つの基本方針を掲げ取り組んでおり、2021（令和3）年5月にはゼロカーボンシティを表明し、その取組を進めています。

基本方針1	地球にやさしいエネルギーをつくる	
基本方針2	エネルギーを賢くつかう	
基本方針3	温室効果ガスの排出の少ないまちをつくる	
基本方針4	循環型社会をつくる	

【区域施策編における4つの基本方針】

## 施策7 気候変動への適応

### ◆本市の現状と課題

2021（令和3）年に国連の「気候変動に関する政府間パネル（I P C C）」が発表した「第6次評価報告書」によると、温室効果ガスの増加により、今世紀末までに世界の平均気温は最大で4.8℃上昇するとされており、地球温暖化による影響のリスクは高くなると予測されています。

本市においては、1978（昭和53）年から2019（令和元）年までに年平均気温が1.3℃上昇しており、気温の上昇に伴い、冬日（最低気温が0℃未満）の年間日数は減少傾向にあり、真夏日及び熱帯夜の年間日数は増加傾向にあります。また、年間降水量及び日降水量50mm以上の日数は増減していますが、長期的にみると横ばい傾向です。今後、地球温暖化対策を実施しなかった場合、コメ収量（品質重視）は、0.5倍未満、熱中症搬送者数は、3～4倍に増加すると予測されています。

このように進行する地球温暖化を防止する対策として、緩和策と同時に、既に現れつつある気候変動による自然災害や熱中症、農作物の高温障害等への備えを行い、その被害を軽減する適応策についても取り組んでいく必要があります。

### ◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	本市の自然的社会的条件に応じて、気候変動による影響への備えと、その被害が最小限に抑えられた状態であること
取組方針	気候変動による影響について、国・県からの情報収集や市民への情報発信に努めるとともに、自然災害等への事前の備えに取り組みます。

### ◆個別指標

指標	指標の説明	直近値	目標値

### ◆主な関連計画など

- ・高知市農業基本計画
- ・高知市地域防災計画

## ◆主な取組

### ① 気候変動適応策の推進

- 市民や事業者等に対して、自然災害に対する備えの啓発に取り組みます。
- 農作物の高温障害などについての研究を進めることにより、気候変動に対する適応策を検討します。
- 気候変動による熱中症のリスクの増加などの情報提供に努めます。

## コラム

### ～気候変動への適応とは？～

最近、観測記録を更新するような豪雨が増えた、台風が強くなり、進路が変わった、熱帯夜が増えた、作物がうまく育たなくなった、などと感じている人も多いのではないのでしょうか。このような気候変動によって引き起こされる異常気象の影響が全国各地で現れています。このような異常気象が将来は頻繁に発生したり、深刻化したりすることが懸念されており、温室効果ガスの削減（気候変動の「緩和」）だけでなく、変化する気候の下で悪影響を最小限に抑える気候変動への「適応」について、私たち一人ひとりが理解を深め、行動していくことが求められています。



#### ○農林水産業における「適応」の例



#### ○自然災害における「適応」の例



出典：気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト





## 基本目標 4 生活環境の保全

健康で快適な生活環境を将来の世代へ引き継いでいくため、公害の発生を未然に防止するとともに、自然と調和した美しく魅力ある街並みを形成し、安全で安心して暮らせる良好な生活環境の保全を目指します。




### 代表的な指標

指標	指標の説明	直近値	目標値
水質環境基準値のうち健康項目の達成率	環境基準点における人の健康の保護に関する環境基準の達成率	100% (R3年度)	100% (R12年度)
有害大気汚染物質環境基準値の達成率	環境基準値が設定されている有害大気汚染物質の環境基準の達成率	100% (R3年度)	100% (R12年度)

### 施策

施策8	良好な大気・水環境などの保全
施策9	美しく魅力あるまちの形成

### 関連するSDGsのゴール

	<b>3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
		<b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
		<b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

## 施策8 良好な大気・水環境などの保全

### ◆本市の現状と課題

国内においては、かつて経済の急成長や自動車の急速な普及により、大気中や公共用水域等に有害物質が大量放出され、環境や健康が害される社会問題になりました。そして、その対策として、1967（昭和42）年に「公害対策基本法」が施行され、有害物質の排出が規制されてきました。その後、「水質汚濁防止法」や「大気汚染防止法」などの個別の法律が順次制定され、監視体制の充実・強化が図られています。現在、環境基準は概ね達成しており、良好な環境状態にあります。今後も、環境汚染及びそれに起因する健康被害を未然に防止するため、大気や水質等の環境状況について、継続的なモニタリングが求められています。

また、生活排水対策については、高知市生活排水処理構想に基づき、公共下水道と合併処理浄化槽等の整備を計画的に進めてきておりますが、汚水処理普及率のさらなる向上による水質汚濁防止を図るため、引き続き取り組んでいく必要があります。

### ◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	市民の安全な生活の基盤である大気や水等の環境が良好な状態であること
取組方針	大気・水環境などの継続的なモニタリングや、地域の実情に応じた生活排水対策の推進に取り組みます。

### ◆個別指標

指標	指標の説明	直近値	目標値
水質環境基準のうち一般項目の達成率	環境基準点におけるBOD（河川）、COD（海域）の環境基準達成率	74% （R3年度）	80% （R14年度）
大気環境基準の達成率	前年度の大気環境測定局における測定項目の環境基準達成率（広域的要因等の測定項目を除く）	100% （R3年度）	100% （R14年度）
汚水処理人口普及率	下水道、合併処理浄化槽等の合計普及率	80.4% （R3年度）	98.8% （R19年度）

### ◆主な関連計画など

- ・高知市生活排水処理構想
- ・高知市下水道中期ビジョン
- ・高知市生活排水対策推進計画

## ◆主な取組

### ① 大気・水・土壌環境・化学物質などへの対策

- 大気や水質等の環境状況について、継続的にモニタリングし、環境汚染及びそれに起因する健康被害の未然防止に努めます。
- 有害物質等の発生源となる工場等からの排水等の監視・指導により、良好な大気や水質等の環境状態の維持に努めます。

### ② 生活排水対策の推進

- 公共下水道，農業集落排水，合併処理浄化槽など，地域の特性に応じた生活排水処理に取り組むことにより，川や海などの公共用水域の水質保全を推進します。

## コラム

### ～高知市の過去の公害問題～

高知市において公害の話をするとき「高知生コン事件」の話は避けて通れません。昭和 40 年頃の江ノ口川は旭地区にあった製紙工場の排水が流れ込み、県庁所在地を流れる川では日本で一番汚い川と言われていました。昭和 46 年この製紙工場の排水口に市民がコンクリートを流し込むことにより、強制的に排水を停止させた事件が「高知生コン事件」です。この事件が起きた頃は戦後の高度経済成長期にあたり、四大公害病を含めた公害が日本中で発生しており、「水質汚濁防止法」をはじめとした公害を規制する法律が整備されている最中のことでした。

日本で一番汚れていると言われた江ノ口川の水質は昭和 46 年当時、市内中心部の廿代橋で BOD（有機物の汚れを表す指標）が 150mg/l 前後だったものが、50 年以上経った近年は 2mg/l 前後で推移しています。先人の努力により綺麗になった環境を今後も引き続き守っていききたいものです。

〈現在の江ノ口川〉



廿代橋より上流側を望む



円満橋より上流側を望む

## 施策9 美しく魅力あるまちの形成

### ◆本市の現状と課題

市街地における緑地や水辺空間は野生生物の生息空間であるとともに、人々に潤いや安らぎを与えてくれます。また、それらは太陽熱を吸収し、気温の上昇を抑制するなどの役割も果たしています。

本市では、市民の安らぎとうるおいの場となる、緑豊かな親しみやすい水辺の環境の活用を進めるとともに、自然と調和した美しい魅力あるまちなみの景観形成のために、さまざまな施策を実施してきました。

しかし、都市化の進展に伴い、公園緑地の整備は一定進んだものの、野生生物の生息空間である市街地の貴重なみどりが減少しつつあります。

このため、生物多様性の維持を目的とする良好な自然環境の保全、人口減少や高齢化に伴うコンパクトなまちづくりの推進、公園の多様な機能の更新及び防災機能の向上が求められています。

### ◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	自然と調和した緑豊かな魅力あるまちなみが形成された状態であること
取組方針	地域特性を活かした都市と自然が調和する、美しく魅力あるまちづくりに取り組めます。

### ◆個別指標

指標	指標の説明	直近値	目標値
緑被率	都市計画区域	14.6% (R2目標)	14.8% (R17年度)
緑視率	55 地点平均値	24.3% (R2目標)	25.2% (R17年度)

### ◆主な関連計画など

- ・高知市都市計画マスタープラン
- ・高知市中心市街地活性化基本計画
- ・高知市緑の基本計画
- ・高知市景観計画

## ◆主な取組

### ① 緑の保全と活用

- 市民や事業者の参加と協働による地区計画や緑地協定などにより、都市緑化を推進します。
- 公園愛護会や花いっぱい会などの地域団体が行う活動に対する支援に取り組みます。
- 公園遊具を工夫するなど、少子高齢化に対応した公園のリニューアルに取り組みます。
- 未整備の都市計画公園は、今後も整備を推進します。
- 都市農地等の緑地を保全するため、生産緑地の指定に取り組みます。

### ② 良好な景観の形成

- 環境との調和に配慮した、市民の主体的な景観づくりを推進します。
- 景観形成重点地区を指定し、個性的で魅力あるまちなみの創出、ゆとりと潤いのある快適なまちづくりを進めます。
- 商店街の景観整備・公園等のイベントスペースの確保など、にぎわいの場の創出に努めます。

## コラム

### ～緑視率と緑被率～

緑視率…直接視覚で認識できる樹木（幹、枝等も含む）や草地、壁面緑化、芝生などの緑を、人の視界における緑の多さを計る割合のことで、一定ルールに従って撮影した写真を用いて測定します。

緑被率…ある区域の中に占める緑被地の面積の割合のことで、緑被地とは樹林地・草地・農耕地・水辺地及び公園緑地などのうち、植物の緑で覆われた土地のことです。



## 基本目標 5 環境の保全・創造に取り組む 人づくり・地域づくり

環境の保全及び創造の取組を推進するためには、市民一人ひとりの環境を大切にする意識を高め、自主的かつ積極的な行動につなげていくことが重要です。あらゆる世代が環境学習や環境啓発に参画し、多様な主体のパートナーシップによって、地域活動に取り組み、みんなで環境の保全・創造に取り組む社会を目指します。





### 代表的な 指標

指標	指標の説明	直近値	目標値
環境に配慮した行動を自ら実施している人の割合			

### 施策

施策 10	未来につなげる人づくり
施策 11	自然と人、人と人が共生する地域づくり

### 関連する SDGsの ゴール

	<b>4 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	
	<b>13 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	<b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 施策 10 未来につなげる人づくり

### ◆本市の現状と課題

目指す将来像の実現に向けて、本計画の基本目標である「自然環境との共生」、「循環型社会の形成」、「地球温暖化対策の推進」、「生活環境の保全」の各分野における取組を進めるためには、私たち一人ひとりが自然から様々な恩恵を受けていることを再認識し、環境を大切にすることを意識を高めることで、自主的かつ積極的に環境保全活動への参加や、環境にやさしいライフスタイルの実践に取り組んでいく必要があります。

そのための基盤作りとして、幼少期からの環境教育をはじめ、あらゆる世代への環境学習の開催など、自然とふれあう機会の創出に取り組むとともに、環境に関する積極的な情報発信・啓発活動に努め、持続可能な社会の担い手を育むことが求められています。

また、人口減少・高齢化により、それぞれの地域だけでは、環境の保全などに関わる担い手が不足しているという課題にも直面しており、地域外の人材も含めた多様な人のつながりである関係人口を創出・拡大するための取組が求められています。

### ◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	子どもから大人まで、あらゆる世代において、多くの市民が自然の仕組みを理解し、環境に配慮した行動ができる状態であること
取組方針	子どもから大人まで、あらゆる世代への環境学習や自然体験等の場を提供することにより、自然の仕組みへの理解を深め、環境に配慮した行動ができる人材の育成に取り組めます。

### ◆個別指標

指標	指標の説明	直近値	目標値
環境学習の参加者数			
環境啓発イベントの開催回数			

### ◆主な関連計画など

- ・高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）
- ・鏡川清流保全基本計画
- ・高知市一般廃棄物処理基本計画
- ・高知市教育振興基本計画
- ・高知市工石山青少年の家条例
- ・高知市子ども・子育て支援事業計画
- ・高知みらい科学館中期計画



## ◆主な取組

### ① 未来を担う子どもたちへの環境教育の充実

- 就学前の教育・保育施設や学校教育における環境学習，食育など，自然への関心を高める取組を推進します。
- 学校教育と連携し，副読本の活用や，清掃施設の見学ツアー等に取り組みます。
- 環境学習の場として，森林や河川等の自然環境を活用した取組を推進します。
- 子どもたちのまちづくりへの参画を通じて，環境に対する意識啓発に取り組みます。

### ② あらゆる世代への環境学習の充実

- 市民や事業者等が自然や生きものにふれる機会を増やすため，生きものの観察会や森林学習，作物の収穫体験や酪農体験等を推進します。
- ニーズに合わせた出前講座等の実施により，環境への意識を高める取組を推進します。

### ③ 環境啓発・情報発信の推進

- 広報紙やHP，SNS，LINEアカウントなどのデジタル媒体を活用して，環境に関する情報を発信します。
- 環境に関する各種イベントを通じて，環境にやさしいライフスタイルの普及啓発に取り組みます。
- 企画展やセミナーの実施により，野生生物の現状や保護の大切さを理解してもらい，生物多様性への関心を高める取組を推進します。

### ④ 多様な人のつながりの創出

- 本市の自然環境の魅力に気づいてもらうためのPRに取り組みます。
- 本市の自然資本など地域資源を活かした多様な関わり方を学び，実行できる人材の育成に取り組みます。

## 施策 11 自然と人，人と人が共生する地域づくり

### ◆本市の現状と課題

自然と人，人と人が共生する持続可能な社会を形成するためには，日々の生活や経済活動が健全な環境によって支えられているということ，わたしたち一人ひとりが認識するとともに，多様な主体のパートナーシップによって，それらを保全し，地域資源として活用することで，環境のみならず，地域経済や社会が抱える様々な課題の解決を図る必要があります。

平成 30 年 4 月に策定された国の「第五次環境基本計画」では，SDGs やパリ協定の考え方を踏まえながら，環境・経済・社会の統合的向上を具体化するものとして，農山漁村や都市の地域資源を持続可能な形で最大限に活かしながら，それぞれの資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ，地域資源を補完し支え合いながら，農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」の考え方が示されました。

本市においても，水と緑に恵まれた中山間地域や，豊かな食を育む美しい田園地域，人口や経済の中心である都市部といった各地域が，ひとつの流域としてのつながりや，他の地域とのつながりによって，相互に足りない資源を補完し支え合うことで，経済・社会的課題を解決しながら地域活性化を進める「高知市版地域循環共生圏」の構築を目指して，自然と人，人と人が共生する地域づくりに取り組む必要があります。

### ◆施策の目指す姿と取組方針

施策の目指す姿	一人ひとりの環境を大切にする意識が高まり，地域づくりに関わる多様な主体のパートナーシップによって，環境の保全・創造に取り組む姿が広がった状態であること
取組方針	各種団体が行う主体的な地域活動への支援や，民間事業者と連携した環境保全活動等を推進するとともに，地域資源の活用や循環を通じて，自然と人が共生する地域づくりに取り組みます。

### ◆個別指標

指標	指標の説明	直近値	目標値
環境活動に取り組んでいる団体やNPO数			
環境美化活動の参加者数			
給食で使用する食材のうち地場産品を活用する割合			

### ◆主な関連計画など

- ・れんけいこうち広域都市圏ビジョン
- ・高知市中心市街地活性化基本計画
- ・高知市地域福祉活動推進計画
- ・高知市地域防災計画
- ・コミュニティ計画
- ・高知市広聴広報戦略プラン
- ・高知市移住・定住促進計画

## ◆主な取組

### ① 環境を守り次世代へつなぐ地域づくり

- ボランティア活動や公益性のある活動を行う団体等，市民活動や地域活動に関わる方への支援に取り組みます。
- 市民や各種団体が参加する環境美化活動などを通じた地域のつながりづくりを促進します。
- 流域内外の相互連携・相互補完によって，自然と人，人と人の多様な関わりとつながりづくりに取り組みます。
- 新たな人の流れをつくり，地域活動の維持・活性化に取り組みます。
- 多様な主体の参画による環境の保全を図るため，協定締結企業等との連携による環境保全活動等に取り組みます。

### ② 地域資源を活かした取組の推進

- 豊かな自然の恵みから生まれる食文化を活かした地場製品の展示・販売を促進します。
- 地域が取り組む新商品の開発や，体験・交流イベント等の実施を支援し，地域資源の活用を促進します。

### ③ 広域連携の推進

- スケールメリットや相乗効果を発揮し，効果的に経済・社会的課題の解決を図るため，県内各市町村の豊かな自然環境が生み出す多様な地域資源を活かした広域連携を推進します。

## コラム



## 第5章 計画の推進

# 1 計画の推進体制

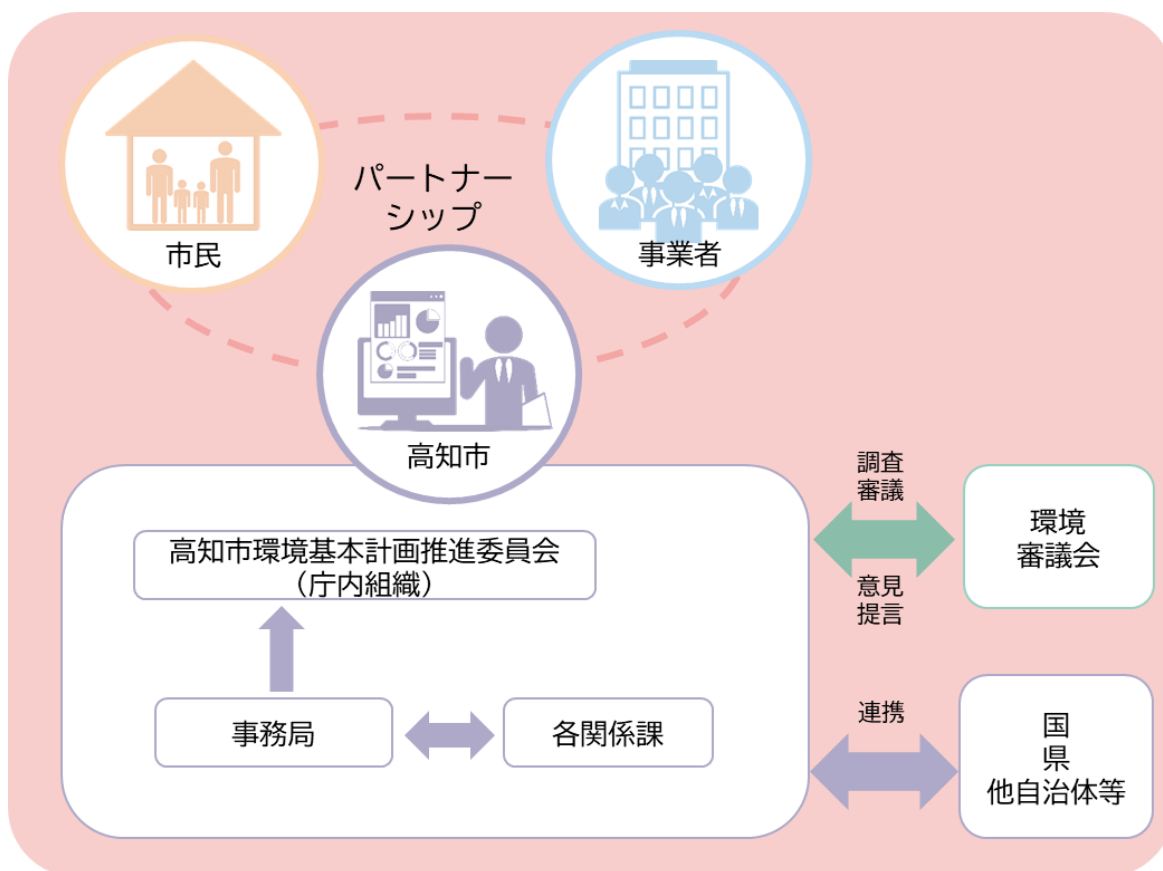
本計画の推進に当たっては、市民・事業者・市のパートナーシップのもと、高知市環境審議会をはじめ、高知市環境基本計画推進委員会、各関係課及び事務局が相互に連携を図ります。

## 高知市環境審議会

学識経験を有する者や市民、関係行政機関の職員等が参加する附属機関であり、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、専門的見地から計画を調査審議し、意見や提言を行います。

## 高知市環境基本計画推進委員会

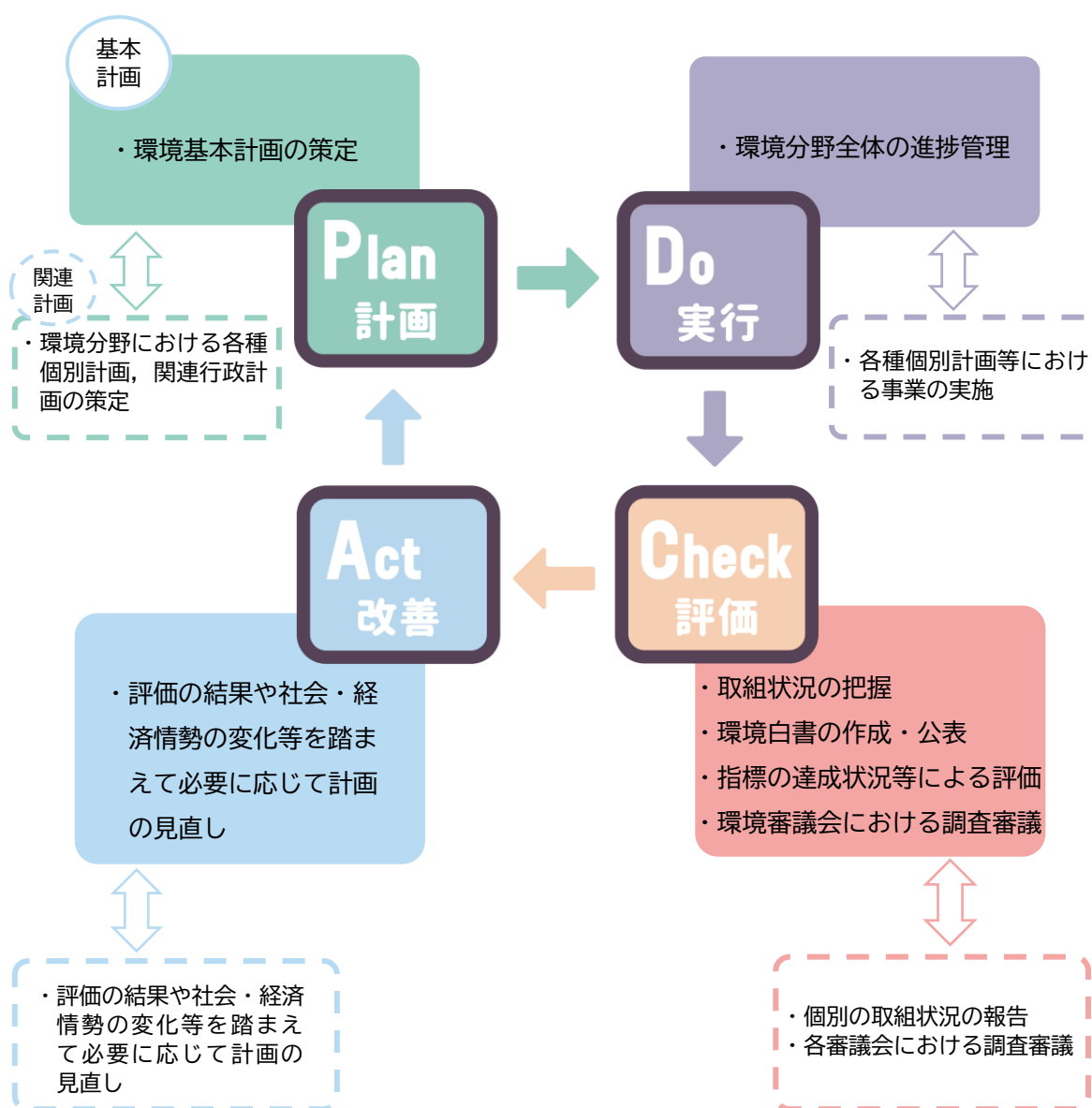
本計画を様々な部局が連携して推進するため、庁内組織である「高知市環境基本計画推進委員会」を設置し、総合的かつ計画的に取り組めます。



## 2 計画の進行管理

本計画は、環境分野の各種個別計画の基本的な方向性を示すマスタープランとして策定するものであり、各事業の実施を通じて、環境分野全体の進捗管理を行います。また、環境分野の各種個別計画や関連行政計画の取組状況を毎年度把握し、「高知市環境白書」としてとりまとめ、公表します。

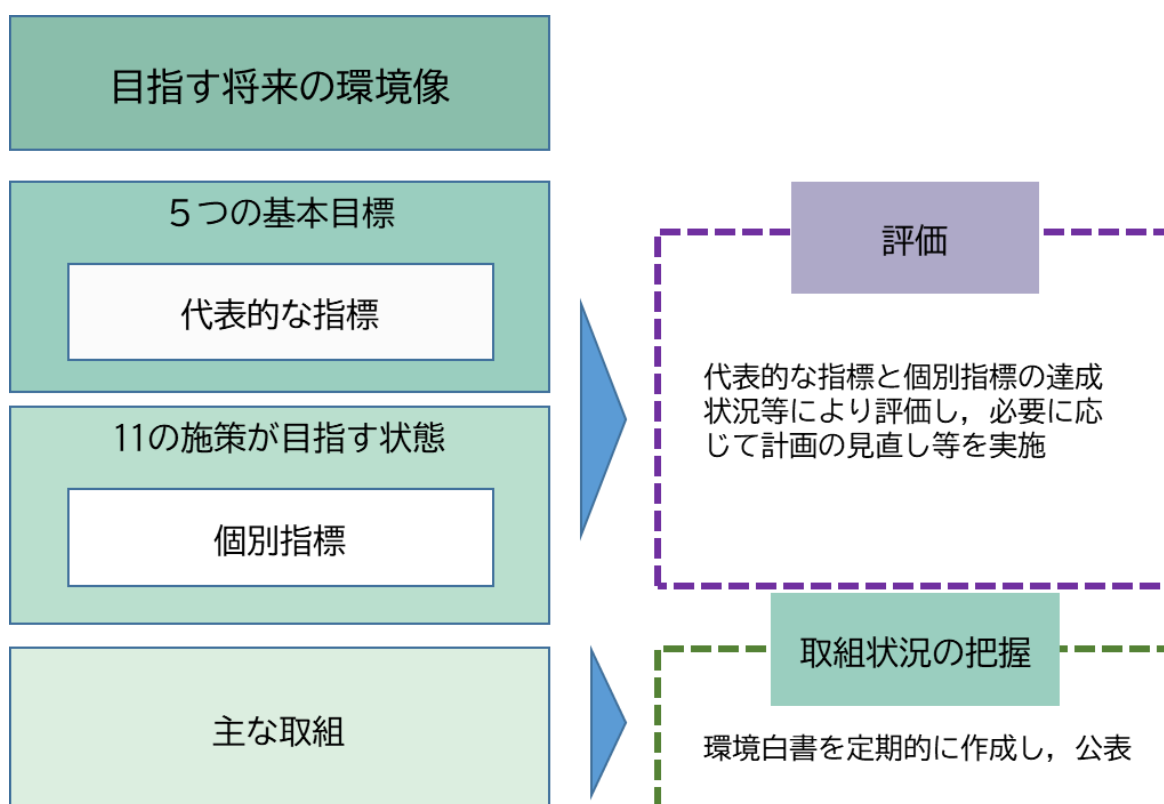
また、概ね5年を目処に、各指標の達成状況等により評価を実施し、社会・経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを検討します。



### 3 評価の仕組み

計画の進行管理における評価の仕組みについて、5つの基本目標や11の施策の達成に向けた各年度の実施状況を把握し、環境白書を作成・公表するとともに、高知市環境審議会において、計画の進捗状況を調査審議します。

また、概ね5年を目処に、5つの基本目標における「代表的な指標」と11の施策における「個別指標」の達成状況等により評価し、必要に応じて計画の見直し等を行います。





## 第6章 資料編

1 高知市の概況等

2 代表的な指標，個別指標一覧

3 SDGsの17のゴールとの整理

4 高知市環境基本条例

5 高知市環境審議会規則

6 高知市環境基本計画推進委員会設置要綱

7 高知市環境審議会委員名簿

8 第三次高知市環境基本計画 策定の経緯

9 用語解説